

川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 4 2 号

川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市保育園条例施行規則（昭和 6 2 年川崎市規則第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（保育園の定員）」に改め、同条中「の定員」の次に「（次条に規定する定員を除く。）」を加える。

第 4 条を第 6 条とする。

第 3 条中「第 5 条第 2 項第 4 号」を「第 6 条第 2 項第 4 号」に改め、同条を第 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（乳児等通園支援利用料）

第 5 条 条例第 6 条第 2 項第 5 号に規定する規則で定める額は、乳児等通園支援の利用時間 1 時間につき 3 0 0 円を基準として市長が別に定めるところにより算定した額とする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（乳児等通園支援事業を行う保育園の名称及び定員）

第 3 条 条例第 3 条に規定する規則で定める保育園は、次の表の左欄に掲げる保育園とし、当該保育園で行う児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援」という。）の定員は、同表の左欄に掲げる保育園ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和 7 年川崎市条例第 4 1 号）第 2 1 条第 3 項に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業を行う場合における当該定員は、同表の右欄に掲げる定員を超え、当該保育園において保育を受ける乳児、幼児等の数と乳児等通園支援を利用する乳児、幼児等の数との合計数が前条に規定するそれぞれの保育園の定員に達するまでとすることができる。

名 称	定 員
川崎市藤崎保育園	9 名
川崎市古川保育園	9 名
川崎市中丸子保育園	9 名
川崎市生田保育園	9 名

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。